

財務諸表の知事の承認に関する意見について

1 概要

地方独立行政法人法第 34 条第 1 項に基づき、県立病院機構から県に対して、平成 29 年 6 月 30 日に、平成 28 年度財務諸表が提出された。

県が行う財務諸表の承認に先立ち、地方独立行政法人法第 34 条第 3 項に基づき、評価委員会の意見を聴く。

2 財務諸表

別冊「財務諸表」のとおり

3 監事及び会計監査人の意見

「適正である」

4 今後の対応

知事が財務諸表の承認を行い次第、財務諸表を県報で公告をする。
併せて、県のホームページにおいて、公表する。

(参考)

○地方独立行政法人法

(財務諸表等)

第 34 条 地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後 3 月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 地方独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を設立団体の長に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見（次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない地方独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人の意見。第 4 項及び第 99 条第 8 号において同じ。）を付けなければならない。

3 設立団体の長は、第 1 項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 (略)

○地方独立行政法人長野県立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する規則

(財務諸表)

第 9 条 法第 34 条第 1 項の規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成 16 年総務省告示第 211 号）第 2 章に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。